

文化センター使用料

※令和8年4月1日改正

(1)基本使用料（須賀川市文化センター条例第7条 別表）

（単位 円）

使用区分	時間区分	A	B	C	A+B	B+C	A+B+C
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大ホール	平日	25,700	34,300	43,100	60,000	77,400	103,100
	土・日曜及び祝日	32,300	43,100	54,000	75,400	97,100	129,400
小ホール	平日	7,400	9,800	12,400	17,200	22,200	29,600
	土・日曜及び祝日	9,300	12,400	15,600	21,700	28,000	37,300
展示室		3,100	4,100	5,200	7,200	9,300	12,400
リハーサル室		1,500	2,000	2,600	3,500	4,600	6,100
第1練習室		1,100	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600
第2練習室		700	1,000	1,500	1,700	2,500	3,200
第3練習室		1,900	2,600	3,600	4,500	6,200	8,100
第1楽屋		400	500	1,000	900	1,500	1,900
第2楽屋		400	500	1,000	900	1,500	1,900
第3楽屋		700	1,000	1,500	1,700	2,500	3,200
第4楽屋		700	1,000	1,500	1,700	2,500	3,200
第5楽屋		1,100	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600

(2)特別使用料

特別使用料の種別	使用料の額
入場料徴収加算使用料	入場料が1,000円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の50に相当する額
	入場料が3,000円を超える場合にあっては、施設の別及び使用区分に応じ、基本使用料の額の100分の100に相当する額
超過使用料	施設の別及び使用区分に応じ、1時間につき、超過利用直前の当該施設に係る1時間当たりの使用料の100分の120に相当する額

(3)文化センター使用料の減免（文化センター条例施行規則第10条 別表）

※令和8年4月1日改正

種別	減免率
1 市（市の機関を含む。以下この表について同じ。）が自らの行政目的のために使用する場合	全額
2 国又は他の地方公共団体が公用のため市と共催する場合	
市内に所在の学校等（保育所・幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、児童福祉施設）又は学校等が組織する団体が、授業又は大会、発表会等のために使用する時	全額
市内に所在の高等学校及び市外に所在の学校等（保育所・幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、児童福祉施設）又は学校等が組織する団体が、授業、大会、発表会等のために使用する時	100分の50に相当する額 （ただし付帯設備は除く）
市内に所在の地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に該当する公共的団体又は市教育委員会が認める社会教育関係団体が公益的事業に関して使用する時	100分の30に相当する額 （ただし付帯設備は除く）
1 市長が事業の公益性その他の事由を勘案し、特に必要があると認めるとき	市長が別に定める額
2 文化センターが行う事業に準ずると認められる事業のうち、市が共催する事業のために使用する時	

※詳しくは、文化センターにお問い合わせください。